

籠山 京 著

『公的扶助論』

光生館 1978年9月 2+318頁

小 沼 正

周知のとおり新生活保護法は昭和25年に制定実施されている。爾来すでにほぼ30年を閲している。その間にわが国では、経済自立達成の時期から高度成長期を経て、今や低成長期に入ってきている。この変遷に応じて生活保護転換期論が唱えられて久しいのであるが、今回はからずも、本書および仲村優一教授の『生活保護への提言』（全国社会福祉協議会、4+296ページ）と、生活保護関係の2種の専著がほぼ時を同じくして刊行された。斯界の第一人者と自他ともに許す2人の碩学によってである。後者は既発表分の集成であり、その内容は前者でも籠山教授がしばしば引用されている。わたくしは最初はこの両著を併せて取り扱うことを意図したのであるが、紙幅の都合や時間的制約もあり、上掲表題のとおり前者のみに限定することとした。

本書はその扉に「故小山進次郎氏の墓前に」と明記して、亡き小山氏の名著『生活保護法の解釈と運用』（昭和25年12月初版）を偲びながら、故人にいわゆるデディケートを行なっておられる。亡き小山氏は各方面からの要望に応じてこの名著の書き替えを行ないたいとの気持を持たれながら、不幸にも果されずに終った、ということである。本書は、かつて今回の著者籠山教授の懇意を受けて小山氏自身が『公的扶助論』と題しての執筆を引受けておられたのを、小山氏は自分の病篤きを自覚され、その執筆を籠山教授に委託された、とのことである。

たしかに生活保護に関心を有する者は、小山氏自身の書き直しを期待していた。もっとも最近全国社会福祉協議会から復刻されて入手しやすくなったというものの、小山氏自身が改訂増補して刊行されたのは早くも昭和26年末のことであり、すでに4半世紀余を越えていたからである。その期待は単にわたくし1人ではない。たとえば前掲の仲村教授著書（4ページ）では、教授が「ありし日の小山氏に、私はこの古典的名著の再版をお奨めしたことがあったが、小山氏はこの本のかんりの部分に筆をとられ、かつその後の新しい動きを経験しておられる

戸沢政方氏（前厚生事務次官、なお現在は衆議院議員（小沼加筆））が筆を入れてくれるなら了承する、といっておられた」と述懐されている。そういえばわたくしも、昭和34年ごろに、戸沢氏の口から直接に、生活保護のその後の方向が、遺憾ながら発足当時とかなり異なってしまったように考えられると、淋しさを交えて批判を加えておられたのを思い出す。もし小山、戸沢両氏による書き直しが行なわれていたならば、遺憾の念も一入である。

それにしても籠山教授はその負託に応じて、その大半、とくに本論はⅠ～Ⅹ章まで、小山氏著書を下敷として、実に入念に、その後の状況の変化、実態の変動などを加えて考究を進めておられる。もとよりいうまでもなく、そこには小山氏を離れた教授自身独特の体系的な纏まった生活保護制度論が展開されている。

そこでまず本書の構成を掲げておこう。

- 序 論 公的扶助の意味
- 第Ⅰ章 生活保護法の成立
- 第Ⅱ章 制度の特色と解説の方法
- 第Ⅲ章 最低限度の生活の保障
- 第Ⅳ章 保護の対象の限定＝生活困窮者の認定
- 第Ⅴ章 保護の補足性
- 第Ⅵ章 保護の要否判定
- 第Ⅶ章 自立の助長とケースワーク
- 第Ⅷ章 国民の権利と国の義務
- 第Ⅸ章 保護の実施と国の責任
- 第Ⅹ章 保護の実務と福祉事務所
- 第Ⅺ章 現行法の改正について
- 付 論 保護基準の推移

以上に加えて付録として年次推移の統計表4、法規類6が掲げられ、末尾に索引が付されている。

Ⅰ 教授の基本的問題意識

本書が浩瀚であるだけに、その提起された問題は実に多岐にわたっており、各所にキラリと輝く卓説が散見さ

れる。しかしわたくしは、問題を教授の提唱される法改正に限定することによって取り上げ方を狭隘化してしまうため必ずしも教授の意図には沿いえないかもしれないのであるが、「第XI章 現行法の改正について」の問題点（第1法の対象と受給手続、第2最低生活とその決定の具体的ルール化、第3他法他施策間との整理と補足性および自立の助長、第4従事者問題）に分けて、本論全体を取り扱っていかうと考えている。

それに先立って、教授のもつ基本的問題意識とも考えられるものを掲げておこう。それは「第II章 生活保護法の成立」に表われていて、次の2点である。第1はその成立が占領軍の指示を受けた官僚指導型であったことである。世論にも対象者にも具体的な法制度の要求の熟していない段階での成立は、指導的、押し付け的で、国民生活に必ずしもプラスであったとは考えられない面が多々ある、というのである。第2は恤救規則以来つねに対象を限定したためこれを補う制度を作らざるを得ないという失敗をくり返してきてる、ということである。

法の生成過程における法と現実との間に存するズレについて、また法は天下りではなく下から、草の根から発生しそれが中央に吸い上げられ体系化されねばならないという建前について関心をもっているわたくしにとって、教授の第1の問題意識は強く賛同される。しかし失敗をくり返してきたとされる第2はいかなるものであろう。西ドイツの法に造詣の深い教授は、後にも出てくるように、それを念頭においておられるのであろう。それに対してわたくしの考え方は、イギリス救貧法の解体過程によっている。所得保障の最底、最後の手段としての公的扶助は、包括的に対象者を洩れなく救済すべきものであり、元来は所得保障と福祉サービスが一本化していたものが、時とともに分離し、包括的なものであるからこそ、漸次高齢保障なり児童保障なりが分離していったもの、と見なしている（拙著『貧困——その測定と生活保護——』、220ページ）。そのような生成過程をとることこそ歴史性をもつと考えるならば、教授のこの問題意識には疑問を差し挟まざるをえない。

II 第1の問題——法の対象と受給手続

1. 対象のとらえ方 国民の大部分は、事があればたちまち生活に困窮するという底の浅い生活であり、とくに低所得層であっても、身なりもさっぱりし電気製品などを所有しているが、たちまち生活困窮に陥らざるをえないというまったくのその日暮らしである。教授は岸本重陳教授の「中流の幻想」に通ずるごとく、このように

クールに現実を受けとめておられる。そして次のように主張される。この見地に立てば、「生活困窮者」となっている法の対象は、「生活困窮時」という、「身体障害」や「老弱」などと同じような一つの事故に緊急に書き替えられねばならない。現行の「困窮者」であるならば、生活の全面をとらえねばならず、単なる経済給付だけでなく必要なサービス援助を行なわねばならない。それは無意識のうちに、そこに生活が全体として歪んでしまった下層の人を想定していることになる。このことは、より慈悲的な制度になりかねず、時代遅れといわねばならない。もし「困窮時」とするならば、それは事故であり具体的に経済面でのみ解決を計ればよくなる。

たしかに教授は、西ドイツの最低限度の生活保障が分離されている例を念頭において、主張しておられる。かねてから分離を主張しているわたくしにとっても異議はない。ただ問題は、教授が第3の改正点として挙げておられる他法他施策の充実いかんにかかっているのであろう。なお文言についていうならば、新鮮な意識変革の観点からは意味があるにしても、従来どおりの「困窮者」でも差支えないのではないであろうか。ただそれが、教授の指摘されるように、あまりにも低いどん底に落ち込んだ人との従来の理解にこそ問題があったということであり、この理解はたしかに改められねばならない。

2. 対象の限定 法は立派な制度でありながら、その門はきわめて狭い。それは受給資格の要件として、(1)日本国民、(2)生活困窮者、(3)保護の補足性すなわち利用しうる資産、能力その他あらゆるものの活用および扶養義務者の扶養および他の法律の優先的実施、を規定しているからである。これは救貧法の劣等処遇の見解を完全に払拭しえていないのみならず、30年の実施を経て救貧制度へ転落した原因もここにある、と見ておられる。そして次のように事項別に見解を展開されている。

(1)国籍の限定 旧法から一步後退して、外国人には法を準用して権利を制限している。在住外国人は納税その他の義務を履行しているので制限する理由の一つもない。また欧米諸国の公的扶助制度は国籍を問わないから、やがて国際的に問題になろう。それはむしろ国民の権利に対する理念の問題として、日本が民主主義国家であるか否かを問われる問題として、出てくると考えられる、と述べておられる。戦争直後の国際関係の複雑不安定であった時代でならともかく、教授の指摘のように即刻改めるべきであろう。

(2)生活困窮者 次の補足性の項でくわしく取り上げられるが、教授は指摘される。実施要領によれば、資産

の活用は売却して換金し生計にあてることが原則で、生活のため不可欠のものの保有をみとめる建前となっており、資産はすべて売ってまるはだかになる、というきわめてきびしい要件である。さらに実際の運営では親族の扶養をも要件として機能させている例が多い。結局、所得がないか、保護基準以下で、貯蓄も手持現金もなく、換金できるような家具什器はすべてなく、親族からの扶養もまったく得られないか、限度いっぱい仕送りしてもらってなお、生活の苦しい人、これが法の対象とする生活困窮者である。

このことについてわたくしも同感であり、折にふれて特に行政側全体の意識改革の必要を説いている。しかし教授がつづいて、これが、欧米諸国の保護率に比して、日本のそれが桁違いに低い基本原因なのである、と述べておられるのには承服できない。実施要領なり実施面の問題には法の改訂を俟つまでもないものが多い。わたくしのいう権利意識の体得によって解決される面が多いのではないであろうか。現に教授も、PRによって被保護者数が増加しては困るという潜在的抑制が、実施機関側にはないとはいえないこと、実施責任者である市町村長や福祉事務所長の制度に対する認識がきわめて低く、被保護者数の増大を喜ばず、保護率の高いことを不名誉の印とみている例のあることなどを挙げておられる。また教授の引用される不服申立件数は、それまでわずか20~30件であったものが、昭和51年度には一躍733件と激増していて、受給者側の意識変革の激しさを表わしている。

(3)保護の補足性 補足性は実施運営において足並の乱れがみられる、として次のように指摘される。i 上述の資産活用は、西ドイツのごとく、生活基盤整備という考え方を明確にし、生活基盤を危くするものは売却させない。それには結婚指輪等の記念品、先祖の名誉を表徴する絵画骨董品等を、精神的な生活基盤として認めている。現行のすべての資産を売却させることを原則として保有限度を考えるのではなくて、逆に活用する資産を特定してはどうか、これが教授の提案である。もっとも亡き小山氏はこの点でかなり弾力性をもって考えられていたことも、教授は認めておられる。ii 現行の運営では貯金や手持現金があるなら、それを使い果さないと保護しない、というのも無理な運営であろう、と述べておられる。わたくしも、イギリスの例を見るまでもなく賛成である。iii 扶養義務の取り扱い、親族間のいっそうの離間を生ずる惧れがある、さらに親族関係から疎外された特殊な異常な人が法の対象となるように限定されてくる、として教授はこのような扶養に疑問を投げておられる。ただ、

仕送り贈与は収入とみないで、保護費に上積みして、早く更生を計らせるのが本筋である、との卓見を述べておられる。たしかに卓見である。しかし、ここに公私問題が介在することになるが、最低生活保障の公平性からいって、どう考えるべきであろうか。ともかく考慮すべき新しい提案であろう。iv 能力の活用について、本人の意に反して活用させるような、強制的労働はあり得ない、と述べておられる。たしかにそれは理想であろう。しかしイギリス補足給付でもっとも問題となっているのは、有能貧困者の強制稼働であり罰則まで加えている。わが国の現段階でも、やはりこのような配慮を必要とするのではないであろうか。

3. 申請手続 生活困窮は社会経済の生み出したものであり、その生活保障は国の責任である。にもかかわらずここでも、請求権の行使についてはきわめて利用しにくい申請手続の制度となっている。i 申請する場合、福祉事務所では面接員をおいて面接をして後に申請手続をとらせている。そのため面接を終って申請した者は半数にも達しないという例が見られる。これでは事務所に接触し難い。これを変えて、申請は電話でもハガキでも口答でもよく、申請があって後に面接指導を行なう、というように変えてはどうか、と提案されている。ii 元来申請を必要とするため、個人の側からみてきわめて利用しにくい制度となっており、国民のせっかくの権利が、この段階で制約されてしまう。合せて書類の記載方法その他も難解であり複雑である。これらの改善が必要である、と述べておられる。iii 面接業務に関する統計は現在、公式にはまったく存在しない。その実態の記録さえないのは官僚独善的实施と言わざるを得ない、このことは、不服申立件数を見ようとしても申請が行なわれていないために不服申立のできない、いわば闇に葬られた不服件数まで考慮に入れるとなおさらである、と難じておられる。わたくしも同感というほかはない。iv 申請の建前を補なう職権保護は、不服申立ての権利がないので、国の義務の履行ではない（なお前掲の準用による国際的問題にも通ずる）ことの注意を喚起しておられる。v 不服申立てでは、そのための資料蒐集・弁護人等の費用も必要となるので、申立てをしやすくするためには西ドイツなどのように裁判費用もとらない、というようにすべきであると提案される。vi 不服だと考えるケースはもっと多くあるべきであるのに、あえて申立てないのは、それだけ権利意識が低いと考えられている、という通説に対して、教授は、保護基準が低くて申立てをしてみても仕方がない、いわば権利放棄があるかもしれない、と消極的

な考察をしておられる。たしかにそういう例もあるかもしれない、しかしわたくしは思う、権利を獲ちとるべきはずの受給者の側のこのような態度こそ、国民の側からの意識変革の一つではないであろうか。前にも引いた不服申立件数は昭和51年度に飛躍的に増加している。このことは権利意識の急速な伸張を示すものであるといつてよい。しかしその反面、733件のうち請求の容認件数わずかに1というのも問題であろう。

4. 世帯単位と収入認定 i 住居をともにしている成年の子供が、その収入のきわめて一部しか出さないか、まったく出していない現状で、世帯単位の原則は実態に合わない。ii 家計調査などでは、稼働している成年の子は同居人とみなすのが普通である。iii 以上の理由で、世帯分離などという回りくどい方法をやめて、先進諸国のように、同一住居で生計をともにしている夫婦と義務教育以下の子、と世帯の解釈を改めよ、と教授は提案される。わたくしもまったく同感である。iv 教授は説かれる。収入認定に限らずわが国の制度は、必要に応じて枝を出すようにつくられてきたので、今日いくつかの問題が起っている。これらは整理される必要がある。収入認定の第1の矛盾は、認定時期のズレの問題である。v 収入として仕送り・贈与金を認定することは2.の(3)補足性のiiiでも掲げたとおり、たいへん異質であり、認定すべきでない。この教授の意見に対するわたくしの懸念は前掲のとおりである。vi 稼働構造を調べるといふ従来とまったく異なる方法で保護の要否の判定、すなわち生活困窮の認定ができないか、というきわめて斬新な提案がなされている。生活困窮がどの面でどういう理由で発生したかを調べようというのである。教授のこの考え方は、認定の手がかりとしてはたしかに有力であろう。

5. 実施機関の権限抑制 実施機関は強圧的に調査検診、立入検査を行ないうること、資産と収入の調査を他の官公署、銀行、信託会社、雇主その他関係人に依頼しうことは、ある面では必要なことではあるが、これによって生活保護制度は、いわゆるレス・エリジビリティの思想を拭い去ることができないし、調査を受けてまで受給したくないという人々をつくっていることも確実である。要件がきびしくなればなるほど、それは救貧制度と化していく、と権限抑制について懸念されている。この教授の意見にわたくしは思う、たしかにそういう懸念はある、しかしこの点については、この制度を残し対等な人間関係の上に立って、しかも厳格に実施されるべきではないかと。

III 第2の問題——最低生活とその決定の具体的ルール化

最低生活については「付論 保護基準の推移」にくわしい。しかし本論の中でも教授は保護基準のもつ問題を抉り出し、それらに実に思い切った具体案を提起しておられる。

1. 最低生活決定の具体的ルール化 i たとえば「最低限度の生活は、別に定める審議会の答申に基づいて、厚生大臣がきめる」などという案もある。ii また一方法として西ドイツでは被保護者の組織の代表が、各ラントの社会労働省が保護基準を決定する際の諮問委員会に正式の委員として参加している。わが国でも受給者の希望を率直に汲み取ってゆくような途が開かれてよいはずである、ときわめて斬新な提案である。

2. 最低生活水準の決定 教授は次のとおり論じておられる。i 賃金はすべてこの水準以上のものとならざるを得ず、国の政治経済政策の基底に関わってくるので、むしろ政策的決定にゆだねられるべきものかもしれない。ii 最低生活水準をどの階層に合せるかという問題がある。西ドイツでの生活扶助は、それぞれの地域における中小企業賃金労働者の最低生活を基準にすると決めている。しかも大企業の賃金労働者のそれに引き上げるべきことを関係者はたえず主張している。またイギリスでは不熟練労働者の最低生活費である。

3. 最低生活水準と給付基準 法第3条最低生活水準と第8条最低限度の生活の需要を満たすに十分でかつこれを超えないという給付基準とを切り離して取り扱うことはどうか。後者はとくに政治的なもので、西ドイツでは前者の120~80%の枠内で定めている。またアメリカのように連邦政府の示した最低生活水準に基づいて各州の議会がそれぞれ定める方法もある。以上の教授のこの示唆もまた卓見であるといわねばならない。

4. 生活扶助基準とその他扶助のそれとの別建て 収入低下喪失に対する生活扶助基準と支出増に対する医療扶助、教育扶助などの基準とは別建てにする。現にわが国では医療扶助単給世帯の生活水準は高くなっているのではないか。これは、貧乏人を救済するという伝統のきずなを断って、「生活困窮者」と「そうでない者」とに区別する思想を払拭して、生活困窮の諸事象を単に事故として問題にすることができかどうかという、日本の国と国民の福祉意識の前進に関わっている問題なのである、と教授は強く注意を喚起しておられる。もっとも教授は、西ドイツを念頭におかれながらも、慎重に、日本の場合

には次の二つの途が考えられるとされている。すなわち
(1)全部を生活保護法を中心にした一つの法体系にするか、
(2)生活保護法は生活扶助法にして、他をそれぞれ独立した法とするか、である。その利害得失は、法律専門家に委ねてよい。要は現状を整理すべきだということである、と強調されている。

5. わが国生活保護基準の問題点 上述のほか次の諸点を挙げておられる。i 基準における性別年齢別展開のweightの研究が必要である。ii stockの費用についての配慮が不十分である。iii 教育扶助を義務教育以下に止めない。iv 所得保障と福祉サービスの分離が不明確である。v 保護施設の諸規定を改変すべきである。vi 法外援助のもつ矛盾を解決しなければならない、と。

IV 第3の問題——他法他施策間との整理と補足性および自立の助長

1. 他法他施策間との整理 生活保護法と他の公費負担制度、施設利用・収容制度、その他の社会福祉サービスとの間の整理を行なって、租税負担の合理化と公正化を計るということが問題とされざるを得ない、と教授は述べられる。たとえば独り暮らし老人に対する居宅と収容との処遇の相違などである。全てを事故としてとらえて、法の体系化を計る、という考え方に立つ教授は、西ドイツ法での看護援助、家政継続援助などの条項のごとく、全てを事故として、それを整理した結果は、援助対象からもれる事故はなくしてしまうことができる、たとえば現在の各市町村の法外援助も、種々雑多ではあるが法体系に含めうる、と。

2. 補足性 ここでは広い意味で「補足性」を考えておられる。社会保障制度を大きく、①老齢年金、児童手当のように、本人が必ず遭遇する生涯のある時期に対する保障、②公衆衛生と母子健全育成のように、近代国家が必ず果さなくてはならない国民の全体を対象とする保護、③医療、失業のように万一の場合に対する保険、④生活保護その他の公費負担制度が援助しているような「困難」に対する社会的援助、の4種に分けられ、(1)これら4種に優先順位があるのかどうか、(2)これらの社会的なもの家族・親族による私的扶養との間に順位があるのかどうか、(3)順位があって、補足性ということがいわれることが社会保障制度として正しいことなのかどうか、の3種の設問を行ない問題を提起されている。そしてその論議の上に立って、世帯単位の問題や親族の扶養問題、申請保護の問題等について、改正の方向を出してなくてはならないだろう、と立論される。教授の構想

はたしかに分る。しかしわたくしは思う。設問の出発点である4種の分類は、果して最低生活保障の優先順位決定になじむものであろうか、疑問なきを得ない。少なくとも①②③の3種の分類項目は全てに独自の貧困原因となるもので優先順位をつけうるものではないであろう。そして④はむしろ救済手段である。したがって④は私的扶養との順位を考えることが可能となろう。しかしそれはケースバイケースで単純ではない。

3. 自立の助長 i この法に「最低生活の保障」と「自立の助長」をからませていることに注目され、救護法から旧法にかけて長い伝統となっていた「貧しい弱者」救済から新しい保障へ完全に踏み切り得なかったことであり、結局、両者の関連が完全に整理されることなく法定化され、社会保障制度としての運用と社会福祉制度としての運用の間をゆれ動くことになり、特色が弱点となった、自立の助長は条項も別にし、そのために必要な機関と予算を用意すべきであった、と説かれる。わたくしには、所得保障と福祉サービスとの分離という観点から、教授のいわれるとおり、と同感できる。ii 教授は次に論じておられる。自立の助長のためのケースワークは存在してよい、認定業務にケースワークが必要であるというのは法の不備にほかならないのとは対照的に。ただし自立の助長のケースワークはきわめて高度なものとなり、専門のワーカーが必要となってくる。イギリス政府が設けたソーシャル・ワーカーという職が公的扶助担当者とは別のもので、これに相当している、との提言である。わたくしは、わが国担当者の被保護者の経済状態に監視の眼を怠らず、そのため訪問を忌避されがちになる面と自立助長を目指したケースワークのための訪問を歓迎される面との矛盾を持ち困難な立場に立たされることに注目していたのであるが、イギリスのソーシャル・ワーカーのごとく完全に被保護者の側に立ちうる制度が確立されることには、双手をあげて賛成である。

V 第4の問題——従事者問題

1. 従事者の在り方 教授は述べておられる。(1)法の運営者—社会福祉主事、(2)サービス担当者—医師、看護婦、ケースワーカー、(3)民間のボランティアの三者の在り方を見通して、法の改正が考えられるべきである。現行法は当然考え直さなくてはならない。また専門職としておかれた社会福祉主事も、身分としては一般吏員となってしまう。この専門職化は重要事項であろう、との指摘である。

2. 従事者の二つの問題 教授は次のように注目され

ている。第1に施策の実施責任を費用負担の問題を含めて国とするか地方自治体とするか。現行法はあいまいな中間案でまずい。第2に公と私の関係を検討すべきである。たとえば社会福祉主事と民生委員ならびにその他のボランティアとの関係、「公」の施設と「私」の施設との二面などである。ともすれば官僚的運営や恩恵的姿勢がみられがちである、と。

ともかく、このような体系化された詳細な生活保護制度論の刊行は、亡き小山氏の名著以来久し振りにようやくにして出されたものである。教授の饒舌の太作であり、その提言は意表をつき大胆新鮮であり、斯界に益するところ大である、といわねばならない。

ただ望蜀の嘆のそしりを免れ得ないのであるが、あえて付言させていただくならば、一つは教授の基本的問題意識にさらに国民の権利意識がつけ加えられていたならば、ということである。教授は各所で権利について述べておられる。権利意識の体得こそ生活保護のみならず社会保障進展のメルクマールであると考えているわたくしには、これを一步進めて本書全体の一つの基調とされては、という教授にはいまさらなくもがなの願望である(拙稿「公的扶助における権利意識」『週刊社会保障』昭和51年3月15日号および「現代社会福祉小論」『同誌』昭和53年11月6日号)。もっとも教授自身はこのことを体得して次

のように述べておられる。保護率が高いほど、社会保障が行き届いていると考えるようになって、市町村長が保護率の高いことを、自分の功績と考えるようにならなくては、とても世界の諸国と対等に話すことはできない。要路の人々はどのような顔で海外に接しているのであろう、と。もう一つは、教授は西ドイツ法を熟知しておられわれわれを裨益するところが実に大きいのであるが、わが国の生活保護法がどちらかといえばイギリス型に近いと考えられるので、できるならば、その議論をイギリス型の方向にというか、現行法そのままの上に組み立てる方向がより多くあったならば、というこれも願望である。前掲の仲村教授著書は、その点では現行法との関係が密接であり、改正の方向も分りやすいといえる。

それにしても、教授は本論末尾で、法の抜本改正が近いことを期待し、この書物はその時までのつなぎとして、また抜本改正へのはずみとなればと願って書いたのである、と結んでおられる。まさに教授の期待されるとおり、生活保護関係者に大きな影響を与えるであろうし、その必読の書といわねばならない。

最後に、多岐にわたる問題を含む教授の膨大な論稿を、自分なりに解釈し、また要約したため、教授の意に沿わぬ理解や誤解の個所が多く存するであろうことについて、ただ教授の寛容を期待するのみである。

 執筆 者 紹 介 (執筆順)

え	み	こう	いち	一橋大学教授
江	見	康	一	
やま	だ	ゆう	ぞう	一橋大学名誉教授
山	田	雄	三	
ろ	うら	ふみ	お	社会保障研究所研究第三部長
三	浦	文	夫	
さか	た	しゅう	いち	立正大学大学院
坂	田	周	一	
だ	て	たく	ぞう	環境庁長官官房総務課課長補佐
伊	達	卓	三	
しゃ	もと	おきむ		明治学院大学助手
社	本	修		
み	えの	たかし		社会保障研究所研究員
三	重野	卓		
こ	なま	ただし		駒沢大学教授
小	沼	正		

次 号 (Vol. 14, No. 4) 予 告

研究の窓	青 井 和 夫
論文	馬 場 啓之助
”	佐 藤 進
”	吉 田 寿三郎
”	保 坂 哲 哉
”	地 主 重 美
”	小 林 甫
研究ノート	中 野 いく子
書 評	小 林 良 二